

令和5年第6回永平寺町議会定例会議事日程

(1日目)

令和5年8月28日(月)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- | | | |
|-----|---------|----------------------------------|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | | 会期の決定 |
| 第 3 | | 諸般の報告
(町長招集あいさつ) |
| 第 4 | 報告第 6号 | 令和4年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告について |
| 第 5 | 承認第 12号 | 損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について |
| 第 6 | 承認第 13号 | 令和5年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について |
| 第 7 | 承認第 14号 | 令和5年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について |
| 第 8 | 議案第 44号 | 令和4年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について |
| 第 9 | 議案第 45号 | 令和4年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について |
| 第10 | 議案第 46号 | 令和5年度永平寺町一般会計補正予算について |
| 第11 | 議案第 47号 | 令和5年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について |
| 第12 | 議案第 48号 | 令和5年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算について |
| 第13 | 議案第 49号 | 令和5年度永平寺町上水道事業会計補正予算について |
| 第14 | 議案第 50号 | 永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第15 | 諮問第 2号 | 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について |
| 第16 | 諮問第 3号 | 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について |
| 第17 | | 議員派遣の件 |

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（14名）

- 1番 酒井圭治君
- 2番 長岡千恵子君
- 3番 川崎直文君
- 4番 朝井征一郎君
- 5番 清水紀人君
- 6番 金元直栄君
- 7番 森山充君
- 8番 清水憲一君
- 9番 滝波登喜男君
- 10番 齋藤則男君
- 11番 上田誠君
- 12番 松川正樹君
- 13番 楠圭介君
- 14番 中村勘太郎君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

- 町 長 河合永充君
- 副町長 北川善一君
- 教育長 室秀典君
- 消防長 宮川昌士君
- 総務課長 吉川貞夫君
- 契約管財課長 竹澤隆一君
- 防災安全課長 吉田仁君
- 財政課長 多田和憲君
- 総合政策課長 清水智昭君
- 住民税務課長 原武史君

会 計 課 長	石 田 常 久 君
福 祉 保 健 課 長	木 村 勇 樹 君
子 育 て 支 援 課 長	島 田 通 正 君
農 林 課 長	黒 川 浩 徳 君
商 工 観 光 課 長	江 守 直 美 君
建 設 課 長	家 根 孝 二 君
えい住支援助課長	深 水 正 康 君
上 下 水 道 課 長	勝 見 博 貴 君
学 校 教 育 課 長	山 口 健 二 君
生 涯 学 習 課 長	朝 日 清 智 君

6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	清 水 和 仁 君
書 記	酒 井 春 美 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

(午前10時00分 開会)

～開 会 宣 告～

○議長（中村勘太郎君） 開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る8月22日に、町長より令和5年度第6回永平寺町議会定例会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げましたところ、各議員におかれましては、ご健勝にて一堂に会し、ここに本会議が開催できますことを、心より厚く御礼を申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様方には、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

今定例会は、クールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装をノーネクタイで臨んでおりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めています。

本日議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほどお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより令和5年第6回永平寺町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（中村勘太郎君） 日程第1、会議記録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、規則第126条の規定により、6番、金元君、7番、森山君を指名いたします。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期を、本日、8月28日から9月13日までの17日間といたしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日、8月28日から9月13日までの17日間に決定いたしました。

～日程第3 諸般の報告～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

諸会合の出席状況報告書を皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほどお願いいたします。

次に、例月出納検査の結果が監査委員より提出されております。その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご報告に代えさせていただきます。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、町長より招集の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） おはようございます。

令和5年第6回永平寺町議会定例会の開会に当たり、町政運営の所信の一端を申し述べるとともに、今回ご提案いたします議案等の概要についてご説明いたします。

まず、先日からお騒がせしております本町消防職員の窃盗による逮捕の件につきまして、誠に遺憾であり、町民の皆様にご多大なるご心配とご迷惑をおかけしておりますこと、心より深くおわび申し上げます。逮捕された職員に対しましては、事実関係また捜査の推移を確認の上、厳正に対処してまいります。

また、この事実を厳粛に受け止め、このような不祥事が二度と起こらぬよう、一層の綱紀粛正の徹底を図るとともに、職員倫理の確立にさらに努めてまいります。

改めまして、議員の皆様におかれましては、ご参集いただき厚くお礼申し上げます。また、各位におかれましては、ご壮健でご活躍のことと心からお喜び申し上げます。

立秋とは名ばかり、木立の緑がいまだに濃く、秋風が待たれる日々が続いております。

先日、開催しました大燈籠ながしでは、4年ぶりに約1万5,000人のお客様をお迎えし、盛大に催すことができました。大本山永平寺様による大施食法要が営まれた後、灯籠を会場の皆様と共に九頭竜川に流すことができました。イベント終盤のあいにくの荒天により、一部の灯籠は残念ながら流すことはできませんでしたが、翌日、全ての灯籠はおたき上げとさせていただきます。

会場では、特産品販売などの永平寺町うまいもん市やお子様人気のミニ新幹線、縁日広場などの催しも行われ、町民の皆様をはじめとした多くの方々に、楽

しいひとときを過ごしていただけたのではと実感しております。また、関係団体の皆様、中学生や県立大学生の皆様をはじめとして、一般ボランティアの方々、約100名近い皆様に様々なご協力をいただきました。この場をお借りしましてお礼申し上げます。

関連して、民間会社が実施するインバウンド誘客事業の一つとして、燈籠流しを通じて学ぶ特別ツアーが8月25日から2泊3日で開催され、外国人10名の方の参加がありました。大本山永平寺へいぎなうルートの一つとして、レベル4自動運転の乗車体験をツアーに組み込み、新しい技術や地域の魅力について触れていただきました。

来春の北陸新幹線の福井県開業を控え、インバウンドの取り込みも含め、多くの方に乗車いただくことで、地域のにぎわいや活性化につながるよう、関係事業者との連携に努めてまいります。

続いて、来月には町スポーツ協会の主催の下、4年ぶりに各地区体育祭が開催されます。体育祭は、多くの町民の皆様が集うイベントです。参加される皆様が競技を楽しむだけでなく、地区内外を問わず交流を深めていただける場としても期待しております。

また、秋の生涯学習関連イベントとしましては、来月16日より全国各地の予選を勝ち抜いた35歳以上のアスリートが参加するスポーツの祭典として、日本スポーツマスターズ2023福井大会が県内各会場で開催されます。

本町でも9月16日から3日間、松岡総合運動公園ゆめパークにおいて、女子ソフトボール競技の1回戦から準々決勝まで計9試合が行われます。

会場は2018年の福井しあわせ元気国体、成年女子ソフトボール競技会場であり、町民の皆様の競技への関心も非常に高く、シニア世代の全国大会である本大会を間近で見る機会を得られることは、本町のスポーツ振興のさらなる発展につながるものと期待しております。

ほかにも、本町在住の落語家、笑福亭笑生氏による落語寄席「笑う門には福来たる 永平寺町落語会」を11月に開催いたします。笑福亭笑生氏のほか、師匠の笑福亭鶴笑氏など4名による寄席スタイルの落語会で、一流の文化芸術に触れることができる貴重な機会ですので、多くの町民の方に鑑賞していただきたいと思っております。

また、コロナ5類移行後、子どもたちの活動の場も徐々に広がっております。先日もクラブチームに所属する中学生の方々が役場にお越しになり、全国大会に

出場されるとご報告をいただきました。ほかにも、小学校から高校、クラブチームに至るまで、文化・スポーツを問わず、幅広い分野で町内在住の多くの子どもたちが活躍しており、その喜ばしいニュースを聞くたび、町内を明るくしていただいているように思え、度々感慨にふけております。引き続き、町としまして子どもたちの活躍の場が広がるよう応援してまいります。

続いて、町では7月13日未明から朝にかけて、時間当たり40ミリメートル以上の非常に激しい雨が降り、山沿いを中心に土砂災害や浸水被害が発生いたしました。

当日の早朝には松岡吉野・坂上地区、永平寺北地区、永平寺南地区、上志比地区にレベル3の高齢者等避難を発令し、避難所を5か所開設いたしました。

幸いにも、大雨による人的被害はありませんでしたが、物的被害として床上浸水が1件、床下浸水が9件、さらに公共施設が大小合わせて100か所以上被災しております。これらについては、順次、復旧作業に取りかかっておりますが、長い日数が必要な箇所もありますので、皆様のご理解をお願いいたします。

また、大雨時には地域ぐるみで土嚢設置や大雨後の土砂撤去など町民の皆様の共助の力により、被害を最小限に抑えることができましたこと、大変感謝しております。この場をお借りしまして御礼申し上げます。

町としましても、災害対策本部において、担当職員全員による今回の大雨対応を振り返りました。細かなことも含めまして問題点を確認しましたので、随時、災害対応体制を改善してまいります。

お盆時期に発生しました台風7号では、夏の台風ということで進路が定まらない状況でしたが、早いうちに自主避難所を町内3か所開設し、4名の避難者を受け入れました。

幸いにも本町への被害はありませんでしたが、今後も台風などの災害時では、迅速に情報収集を行い、的確に早めの防災対策を講じ、自主防災組織リーダーや区長とも協力しながら防災活動を行ってまいりますので、ご理解とご支援をよろしくをお願いいたします。

これから秋にかけて、台風や秋雨前線の影響で大雨、洪水、暴風による自然災害が発生しやすい季節となります。町民の皆様には災害に対する備えとして、平時からハザードマップで危険箇所や避難経路の確認と非常食の備蓄、そしてテレビやインターネット等の防災情報を有効に活用することで、自らの命を守っていただくようお願いいたします。

続いて、コロナ5類移行後、5月から実施しておりました春開始接種は今月末で一旦終了とさせていただきます。9月20日には、オミクロンXBB対応1価ワクチンを使用する秋開始接種を実施する予定ですので、町民の皆様にも接種について、ぜひご検討をいただきたいと思っております。

高齢化社会を支える一つ的手段として、在宅医療の充実を図るべく、町立在宅訪問診療所を令和元年8月に開設してから5年が経過しました。

在宅医療は、患者様の希望や疾病の状態に応じて、入院及び外来医療と相互に補完しながら生活を支える医療であり、今年4月から開始しました訪問看護も含めて、毎月およそ90名の方にご利用いただいております。

診療所の今後については、利用される患者様の支援を第一に、勤務する医師や看護師の勤務状況と経営とのバランスも考慮しながら、大きな成果を享受できるよう進めてまいります。

また、9月28日は、連携協定を締結しているあいおいニッセイ同和損害保険株式会社様の協力を得て、「75歳からの備え」をテーマに講演会と相談会の開催を計画しております。団塊の世代と言われる方々が75歳を迎える2025年は目前です。本町においてもそれは同様で、8月1日現在、74歳の方が293人、75歳の方が329人、76歳の方が276人となっております。

医療や介護のデータからは、75歳を過ぎるとサービスを必要とする人やサービスの量が急増するようになり、その転機は突然に誰にでも訪れます。地域の皆様が安心して暮らすことのできる社会を、地域の皆様と町が共につくっていきたいと考えております。

続いて、日本食料安全保障の問題が顕在化する中、本町においても農業者の確保と耕作放棄地の発生がますます深刻な問題になると予想されます。町内の農産物について少し触れますと、水稻については、出穂後の降水量が例年より少ないことから、品質面での懸念が残っております。酒米についてもそれは同様で、例年以上に水管理等が重要と伺っております。今年から始められた農家様も多くいらっしゃいますので、品質や収量が満足な結果となるよう祈念しております。

関連して、令和5年度に法定化された地域計画は、地域での話し合いにより、目指すべき将来の農地利用を明確にしようとするもので、町の農業委員会が農地利用にかかるアンケート調査を行っており、話し合いに向けた準備を進めております。

今後も農業委員会が中心となり、地域の皆様と一体となって、実情に応じた将来の担い手や農地利用について話し合いを進め、目標地図を作成する予定と伺って

おります。

多くの参加者があってこそ、充実した計画となりますので、農家の皆様をはじめとして関係者の皆様の積極的な参加をお願いいたします。

続いて、志比北地区への進出が発表されていたオーベルジュの起工式が、6月28日に事業者、地元関係者参集の上、執り行われました。北陸新幹線県内延伸に合わせてオーベルジュが開業できるよう事業を進めるとのことです。

また、9月15日には、吉峰地区で、シンフォニー吉田酒造吉峯蔵の竣工式典が執り行われる予定です。町内の酒米を活用して世界に打って出る日本酒を醸造する予定となっており、町内の産業活性化に結びつくものと期待しております。交流人口の増加を促すことで産業の活性化を図り、持続可能な社会を目指してまいります。

続いて、庁内情報化推進に関してですが、自治体情報システムの標準化をはじめとした様々なIT課題への対応を行うため、先月、各課に担当者を置き、全庁的な情報化推進体制を立ち上げております。このシステム標準化は、福井坂井地区広域圏で共同利用している電算システムを国が仕様を定めた標準システムへと入れ替えるもので、住民、税、福祉、子育てなどの窓口業務を主に対象としております。これらシステムの変更点の確認作業を進めており、広域圏の構成市町と連携しながら円滑なシステム移行を進めてまいります。

また、先月、東京大学先端技術研究所の西岡潔先生を講師に、対話型人工生成AIをテーマに職員研修を開催いたしました。今後も、職員のデジタル知識の向上や適切なツールの見極めなど、AI技術普及に対応できるよう人材育成に努めてまいります。

続いて、公共施設では、今年3月に松岡幼稚園及び松岡西幼稚園が閉園となりました。これに伴い、跡地の利活用に向けて今後解体を進めてまいります。また使用可能な空調設備がありましたので、学校などの公共施設への移設をすることにより設備を有効利用いたしました。

また、施設に備え付けられていた備品についても、町民の皆様に活用していただける機会を提供したいと考え、地区及び町民の方々への譲渡会を開催させていただきました。

今後も、このような取組を通じて、不要となる公共資産があれば有効活用を目的として、町民の皆様の暮らしをより豊かにするための努力を続けてまいります。

続いて、マイナンバーカードをめぐるのは、個人情報紐づけ誤り等について、

マスコミ等で色々と報道されているところです。現時点において、本町窓口で実施した紐づけ作業の誤りは発生しておらず、カードの返納もございません。

ただし、本年2月末までにカードの申請を行ったマイナポイント付与対象者の中で、カード交付手続きにお見えになっていない方がいらっしゃいますので、勧奨通知により手続きをお願いしているところです。

ポイントの申込み期限が9月末までとなっており、窓口での混雑も予想されますので、9月は休日窓口の2回開催を予定しているところです。駆け込み申請でも窓口の混乱を招かないよう、しっかりとした体制を取ってまいります。

続いて、パートナーシップ宣誓制度については、本町では今年中に導入する予定であります。県の制度導入も今年中と伺っており、それに合わせて準備を進めております。

制度導入に伴いまして、職員をはじめとした町民の皆様に性の多様性について理解を深め、お互いの人権が尊重される多様性に満ちた共生社会の実現を目指してまいります。

それでは議案等の概要について申し上げます。

まず、報告が1件、令和4年度決算に伴い財政健全化判断比率等を取りまとめましたので、5つの財政指標について報告するものです。

続いて、承認が3件、承認第12号は、損害賠償額の決定を6月28日に専決処分させていただきました。承認第13号及び14号は、一般会計予算の補正をそれぞれ7月20日及び8月4日に専決処分させていただきました。

続いて、議案は決算認定が2件、補正予算が4件、条例改正が1件の計7件です。決算認定は一般会計、特別会計及び上水道事業会計の決算認定をお願いするものです。補正予算は、一般会計、介護保険特別会計、土地開発事業特別会計、上水道事業会計における所要の補正をお願いするものです。

また、条例改正は火災予防条例の一部を改正する条例制定についてです。

続いて、諮問が2件、人権擁護委員を推薦したいため、意見をお願いするものです。

以上、本定例会の開会に当たり、議案等の概要を申し上げましたが、詳細については、上程の都度ご説明いたしますので、慎重にご審議いただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

よろしく申し上げます。

～日程第4 報告第6号 令和4年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告につ

いて～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第4、報告第6号、令和4年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告について、を議題といたします。

なお、監査委員より審査意見書が提出されております。意見書の朗読を省略し、報告を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました報告第6号、令和4年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告について報告申し上げます。

財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、実質公債費比率をはじめとする5つの指標を監査委員の意見を付して議会に報告するものです。

令和4年度決算における本町の状況は、いずれの指標においても国が健全と認める基準内となっております。

以上、報告といたします。

詳細につきましては、担当課よりご報告申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） 財政課長。

○財政課長（多田和憲君） それでは、報告第6号につきまして補足説明をいたします。

議案書の2ページをお願いいたします。

財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率につきましては、5つの指標を用いて表されるものでありますが、本町の指標は本年も国の定める早期健全化基準、財政再生基準の2段階の基準をいずれも下回っており、健全団体の基準内となっております。

5つの指標の状況についてご報告申し上げます。

実質赤字比率につきましては、一般会計等の赤字の程度を指標化して財政運営の悪化の度合いを示すもので、本町におきましては黒字となっており、早期健全化基準である赤字率14.24%を下回っております。

連結実質赤字比率につきましては、一般会計、特別会計、企業会計の全ての会計を合算し、赤字の度合いを指標化したものでございますが、本町では全ての会計が黒字となっており、早期健全化基準である赤字率19.24%を下回っております。

実質公債費比率につきましては、地方債の返済等を指標化して町の収入に対する負債返済の割合を示したもので、令和2年から令和4年度までの3か年の平均で表される令和4年度の実質公債比率は7.9%となっており、早期健全化基準である25.0を下回っております。

将来負担比率につきましては、将来、財政が圧迫される度合いを示したもので、令和4年度末時点での地方債や基金の残高などを基に算出した将来負担比率はマイナス計上であり、早期健全化基準である350.0を下回っております。

最後に、公営企業における資金不足比率につきましては、上水道事業会計や下水道事業会計などの実質収支額の赤字及び資金不足はなく、全ての会計で黒字となっており、早期健全化基準である20.0を下回っております。

なお、3ページから6ページにつきましては、8月8日に行われた監査委員の審査の結果、提出いただきました意見書でございます。

以上、報告第6号のご説明とさせていただきます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 毎年、財政健全化判断指標などが示されておりますけれども、本町の財政は非常に健全である、そこら辺の不安がないということ、いわゆる行政側が指摘し、それを裏づけるものとして監査委員の意見書も付されているというところですが、現状、基金は50億円余、さらにまた今年度上積みされるだろうということ、これで将来が不安だということこれまでの行政の、その根拠というのはどこにあるのでしょうか。

といいますのは、基金が50億円以上、昔、いわゆる三国が競艇をやっているときにかんりの基金を持っていました。その当時、ほかの自治体からは「いやーすごい、うらやましい」という話があったのですが、最終盤、ちょっと競艇がうまくいかなくなりだした頃でも、まだ30億ぐらいの三国町は基金を持っていました。

本町では、現在、それを優に超える50億円、ところが町長らの答弁では基金、これ以上まだ積むのかと。その分、いろんな町のソフト事業などに使ってはどうかというようなことを言うのですが、将来が不安だからという答弁を一貫してされているというふうに思います。どうしてでしょう。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今、基金が50億ということで、これは決して近隣市町を見ても突出して多い基金ではないと思います。もう一つ、起債については今80億、ただこれは合併特例債とか有利な起債に借換え、またそれを借りていますので、交付税で返ってくる。安定したこの財政の状況をまずつくっていくことが、いろいろな臨機応変な対応をしていくということ。

それともう一つ、やはりこの永平寺町、至るところのインフラであったり公共施設、この老朽化が進んでいるのもご存じのとおりだと思いますし、また社会状況が大きく変わってきて少子高齢化であったり温暖化であったりカーボンゼロであったり。その都度大きな支出が求められる、そういったことも予測しながら財政運営をしていくことは大切かなというふうに思います。

それと、もう一つこの地方自治に対する位置づけ、これも今大きく変わってきていまして、本当に住民の皆さんと直接接するこの市町村の在り方の中で、やはり職員の人手不足といいますか、業務の増減と反対になるように人手不足、こういったものもあります。

こういった、いろいろな人的パワーの確保、こういったことももちろん皆さんの理解を得ながら、社会に合ったそういった進め方も必要になると思います。例えば部活動の地域移行、これまではどちらかというと県のお金でやっていた部活のそういったのも地域に移ってきて、どういうふうに支えていくか。こういった地域に求められる事案も増えてきておりますので、そういった点でもしっかりとした財政運営というのは、急に起きることに対応できないのではなしに、しっかりとそのときには対応できる、そういったものも持っていくことが安定した予算を組むことにもつながるかなと思います。

本当に町の公共施設、老朽化している。この役場も今、福井県で一番古い役場になっております。ただ、10年前に2億円をかけて耐震もして、そういった中でもじゃ、次はどういうふうに対応していくか、そういったこともありますので、しっかりとそういった点で基金を持っていることは大切かなと。

ただ、もう一方、将来に備えての基金という位置づけも大事ですが、今現状のサービスも低下させずにどういうふうに運営していくか、これは民間の力を借りるのか、また今までどおりにやっていくのか、これはしっかりとケースバイケースもあると思いますので、しっかりと対応していきたいと思っております。

○議長（中村勘太郎君） ほか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君）　そういうことは常々聞いているのですが、ここのいろんな資料でいただいたこういうものを見ましても、どこを見ても将来不安というのは書いてないです。いわゆる町の財政健全化判断比率の報告、そういうことも含めて、今後の課題なんかを明記しておかないと、それは見誤ることになる。

健全、健全だと言うだけでは済まない問題もあるのかなと。課題として、ある意味具体的にはどういうことがあるのかというのも、こういう中できちっと示すべき点もあるのではないかなと思うのですがどうか。

○議長（中村勘太郎君）　財政課長。

○財政課長（多田和憲君）　この今現在、上程いただきました報告は、法に基づいた4年度末の時点の状況のご報告でございまして、今後の件などに関しましては、春頃ご説明いたしました中期財政計画などをご説明しているかと思えます。

○議長（中村勘太郎君）　6、金元君。

○6番（金元直栄君）　将来負担比率ということでもう触れているので、必ずしも現時点での問題だけではなしに、将来までどうなるのかというのを今の本町の財政の状況から示しているのではないですか。

○議長（中村勘太郎君）　河合町長。

○町長（河合永充君）　この報告、第6号に関しましては、令和4年の報告になります。令和4年度はしっかりした財政運営の中でやっている。もちろん今、そのいろいろな課題というのはいろいろな所々で決算でも予算でも中期財政計画、いろいろなところでお示しをしておりますし、この課題については明記もしてありますが、皆さんも感じているところもあるとは思いますが。そういったところでしたら、いろいろなところでこういうふうにしていくとか、社会保障費が増えていくとか、子育て支援を充実させるとか、それは今の課題の対応にすべく中のそういった課題に対する明記といえますか、そういったことはしっかり報告させていただいたと思います。これはあくまでも令和4年度の財政が健全だったかの報告になりますので、またいろいろなところでもお示しすることができるかなと思いません。

○議長（中村勘太郎君）　ほかございませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

以上で、報告第6号、令和4年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告についての件を終わります。

～日程第5　承認第12号　損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について

て～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第5、承認第12号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました承認第12号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について、提案理由を申し上げます。

町有施設による物損事故にかかる損害賠償で、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年6月28日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認をお願いするものでございます。

以上、提案理由といたします。

詳細につきましては、担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） 補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉川貞夫君） 承認第12号の補足説明を申し上げます。

議案書8ページをお願いします。

事故の発生場所は、永平寺町松岡吉野堺、松岡中学校中庭駐車場でございます。

事故の概要は、北校舎3階3年1組の教室の網戸が外れ、駐車場に駐車していた車両に落下し、車両が破損したものでございます。

事故の種別は物損事故で、損害賠償の額は30万7,956円です。相手方との示談が成立しましたので、6月28日に専決処分をいたしました。なお、損害賠償額につきましては、全額町が加入しています総合賠償補償保険より補填をされています。

以上で説明を終わります。

よろしくをお願いします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

承認第12号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第6 承認第13号 令和5年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

～日程第7 承認第14号 令和5年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第6、承認第13号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について及び日程第7、承認第14号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま一括上程いただきました承認第13号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてから、承認第14号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてまでの提案理由を申し上げます。

承認第13号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算につきましては、議案書12ページをご覧ください。

第1条において、歳入歳出それぞれ50万2,000円を増額し、補正後の予算総額を95億8,284万8,000円としたものです。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、13ページ以降の第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

この補正予算につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年7月20日付にて専決処分しましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

次に、承認第14号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算につきましては、議案書22ページをご覧ください。

第1条において、歳入歳出それぞれ6,114万3,000円を増額し、補正

後の予算総額を9億4,399万1,000円としたものです。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、23ページ以降の第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

この補正予算につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年8月4日付にて専決処分しましたので、同条第3項の規定により承認を求めらるるものでございます。

以上、提案理由といたします。

詳細につきましては、担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） 承認第13号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について及び承認第14号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての2件について、1件ごとに質疑討論を行い、採決します。

それでは、まず承認第13号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算専決処分の承認について、担当の補足説明を求めます。

○議長（中村勘太郎君） 財政課長。

○財政課長（多田和憲君） それでは、承認第13号について補足説明いたします。

議案書の18ページをお願いします。

款9消防費、項1消防費、目1常備消防費50万2,000円の増額につきましては、6月に行われました福井県消防救助技術大会応用登はんの部におきまして、本町消防本部が優勝を収め、全国大会の出場権を得ましたので、これに係る旅費を計上したものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論なしと認めます。

採決します。

承認第13号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

○議長(中村勘太郎君) 次に、承認第14号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、担当の補足説明を求めます。

○議長(中村勘太郎君) 財政課長。

○財政課長(多田和憲君) 承認第14号の補足説明をいたします。

7月13日未明からの大雨で被災した箇所において、緊急的に必要となった費用でございます。

議案書28ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目9防災費30万2,000円の増額につきましては、浸水した家屋等に配布した消毒液及び使用した土のうを補充するための費用でございます。

款6農林水産業費、項2林業費、目3林道費250万円の増額につきましては、自治会等で行っていただいた林道作業道の復旧作業に係る補助金でございます。林道維持管理事業補助金150万円につきましては、5地区における路面洗掘部への砂利投入や路面の土砂撤去作業に対する補助でございます。山林内道路整備事業補助金100万円につきましては、2地区における路肩崩壊部の土のうによる補強などの作業に対する補助でございます。

款10教育費、項6保健体育費、目2体育施設費163万9,000円につきましては、永平寺河川公園グラウンドに流入した土砂の撤去及び化粧砂の散布に係る費用でございます。

款15災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1農地災害復旧費25万3,000円につきましては、市野々地係におきまして田んぼののり面崩壊により宅地に流入した土砂を撤去するための費用でございます。

目2農業用施設災害復旧費407万円につきましては、水路内に土砂が流入するなどした7か所における工事の費用でございます。

目3林道災害復旧費2,394万4,000円でございます。災害復旧工事測量設計業務委託料1,900万円は補助事業で復旧工事を行う12か所につきまして、災害査定用の設計図書を作成するための費用でございます。災害復旧工事

494万4,000円は、林道などに土砂が流入するなど、倒木が発生した7か所における工事の費用でございます。

29ページをお願いします。

款15災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目3公共土木施設災害復旧費2,843万5,000円でございます。災害復旧工事測量設計業務委託料93万5,000円は、補助事業で復旧工事を行う浅見地区の道路災害につきまして、災害査定用の設計図書を作成するための委託料でございます。災害復旧工事2,550万円は、道路31か所における土砂や倒木の撤去及び大型土のうやブルーシート設置などの工事、河川13か所における土砂や倒木の撤去、大型土嚢設置などの工事に要する費用でございます。道路・水路清掃等支援補助金200万円は、自治会等で行っていただいた道路や水路の復旧作業に係る補助金でございます。

27ページにお戻りください。

歳入でございますが、林道関係の補助金250万円につきましては、森林環境譲与税基金からの繰入金を財源としておりますが、それ以外のものにつきましては財政調整基金からの繰入金を充当させることとしております。

8月25日付で激甚災害の指定が閣議決定されたというお知らせを受けまして、これも含めまして、今後より有利な財源を活用していきたいと考えております。これにつきましては、今後の補正予算でまた財源組替え等、提案してまいりますのでよろしくお願いいたします。

以上、承認第14号についての補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 8月13日未明の豪雨災害による問題ですが、当時、この専決で含まれた予算の提示のときには、激甚災害には指定されていなかった。それ以後、指定されたというのは最近の報道でも示されたと思う。

ただ最近、山林関係とか主要河川の1級河川なんかは県の担当者なども見て回っているのかもしれませんが、この際やっぱりきちっともう一度でも二度でも点検をして、激甚災害に指定されるわけですから、きちっと見落としが無いように、いろんな災害のあった箇所の点検をすべきではないかなと私は思うので

すが、大体もう全て行われているのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） 今の、ただいまの件ですけれども、災害が発生した7月13日の未明の朝からもうパトロールは行っております。その後も連休がございまして、農林課以外の全庁的な職員さんの協力も、あと県の協力もいただきまして、林道につきましては、ほとんどの線を全部くまなくパトロールして確認をしております。

現在は、パトロール結果に基づきまして今、先ほど財政課長の報告でもありましたけれども、12路線が災害の補助事業の該当候補というか、まだ確定ではございませんので、8月いっぱいですという手続を提出する必要があるでございますので、その辺の準備を鋭意進めているところでございます。

また、職員で確認した以外について、また住民の方から情報をいただいたものにつきましては、順次確認などを進めてきているところでございます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） 一級河川、あと砂防河川等につきましては県のほうが管理しておりますので、県のほうでパトロールといいますか、災害後、行っております。また普通河川につきましても、我々建設課職員のほうで点検を行っております。見落としがないようにいま一度確認いたしまして対応していきたいと思っております。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 例えば荒川などの越水したところがやっぱりあるわけです。当然、そういうようなところについてはどうしていくかということも含めて、災害に毎回見舞われる状況があるわけですから、どうしていくのかということをおのこの際、対応も含めてしておいたほうがいいのではないかと。

あと、土石流などの出たところについては、町の職員が入っていろいろ見られてはいるのだらうと思うのですが、できたら地域の状況を知っている人に立ち会ってもらおうと。区長が必ずしもよく知っているわけではないので。その辺は、立ち会ってもらおうということも大事ではないかなと思うところです。

もう一つ今回の、私のところも経験したのですが、河川の激流化ということで、小さい谷川が、ほぼ水が流れていないような谷川が突然氾濫する。その原因になっているのがいわゆる流木です。これらについては、その後、地係の地区に対し

てやっぱり定期的な管理を、今は基金があって山林管理については一定の支援もあるということですが、単にそういう支援があるということだけでなしに、具体的にどうしたらいいのかということも含めて指導、啓発していただけるとありがたいと思います。

例えば、流木になりそうな木をやっぱりきちっと管理する。私なんか有害鳥獣駆除でそういう山に入ったりすることあるのですが、きちっと管理しているところと、管理していないところの差が大きいです。そこらをやっぱりこの際しておかないと、私達の地区も反省点は多いのですが、水が出てしまった。川が氾濫してしまった。あのときにあそこを気遣っておけばそうはならないのではないのかということも含めて、この際単に災害のあった、災害が起こってしまったところだけではなしに、その予防も含めていろいろ考えていくべきことがあるのではないかなと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） 議員さんおっしゃるとおりでございます。山の中の整備については地権者さんが管理していただくことになりますけれども、その管理状況というのはいろいろでございます。町としましては、間伐なんかの推進なんかもして、なるべく間伐材はお金になる状況が今あるので、そういった取組をしてくださいということをやっておりますし、森林組合としてもそういった取組をしているところでございます。

あと、今、森林環境譲与税の使途ということで、意向確認をしている最中でございます。そういった中でも、森林資源の有効活用とサイクル化を目指すということで、有効活用も進めるという意味でそういう間伐材、今までですとなかなかそのまま切り倒しなんかのことがあって、今、議員さんおっしゃるような災害でこういう結果になってしまったということですが、今後はもうそういう間伐材なんか積極的に出してくださいと。あと、主伐なんか積極的に進めてくださいと。それについて、再造林については補助しますといった、長短での森林環境譲与税を活用した事業なんかも出しておりますし、とにかく維持管理を地区所有者さんの皆さんで進めてくださいという呼びかけと、それに対応するような事業は今、鋭意進めているところでございます。

○議長（中村勘太郎君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） 荒川の越水箇所といいますと、大体決まっています。この件につきましては、地元からも当然要望と浚渫とか芦の撤去とかありますけれ

ども、まず河川の線形もあるのかなど。あの辺どうしても蛇行していますので、どうしても流れがちよっと押されて越水するかなと思っております。

いま一度、県土木と一度河川を歩いてみて、早急に浚渫すべきところは浚渫してもらい、また越水として管理道路の天端を上げられるかどうか、これをいま一度一緒に検討していきたいと思っております。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今回もいろいろ地元の皆さんの防災意識も高まってこられてきて、これまででしたらどちらかというと、あそこへ土のうを積んでほしいというお話から、今では土のうをどこへ取りに行ったらいいか、みんなでその土のうを積んでいただける。金元議員おっしゃられたとおり、どこが越水するかとかどのうちが危ないとか、そういったものは実は地元の皆さんよく分かってらっしゃるところもありますので。

今、建設課等にも指示していますが、土のうを積むところ、それ大体決まってきましたので、そこが例えばコンクリートでできないとか、そういったふうにしっかり、もう土のうを積まなくてもいい環境ができないとか、あと県への要望の中ではその被災状況、こういうふうな水が出ましたよという写真とかも添えてしっかり対応してほしいということも今、伝えていっています。

ただ、じゃ土のうを積むところをコンクリートにしたら、ひよっとしたらその下があふれてしまうこともあるなど、いろいろほかの影響もあり、またその周りの方々の了解を取るとなかなかできないという現実もあるのですが、いろいろなことを考えながら、また地元の皆さんと話をしながら、災害に強いそういった対応ができるまちづくりを目指していきたいと思っておりますので、本当に防災意識、自主防の皆さんも消防団の皆さんも、意識が高まってどんどんいい提案も町にいただけるようになってきましたので、引き続き連携を取りながら進めていきたいと思っております。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） うちらも朝、雨の音で起きてみたらうちの周り中、川になっていたという状況で、びっくりしたところです。そんなこと今までなかったことですので、原因をいろいろ考えてもみたのですが、土嚢があるとやっぱり随分違うなというのは思ったところです。

ところが吉野の場合、土嚢というのを土地改良の荒川沿いにあるポンプ場の中に置いてあります。だからその付近はあふれるので有名なところです。取りに行

かれないです。その日に消防のほうから連絡来て、土嚢が本当に欲しいのなら、集落の一番みんなが取りに行きやすいところに置いておく、という希望を言ってくれというようなことを言われて、ああやっぱり本当にそういうことをもって地元として考えなければいけないのでないかなと。災害のたびにそういうことを思えばいいのですが、もう喉元過ぎると忘れてしまうというのを自分でも率直に思いました、今回は。

だから、本当に一部地域に限られた今度の豪雨だったのではないかなと思うような状況ですけれども、区長は毎日のように役場へ報告したという話もあるので、そういう意味では頑張っているのではなというのを私も感じました。

本当にこういう何年、平成18年でしたっけ、足羽川豪雨は。それからしばらくこんなひどいことはなかったように思うのですけれども、それはほかの地区行ったらもう松岡の街中まで出たら、いやその気もないという状況もあるので。地域によって温度差があるなと感じました。もっともっとやっぱり地域でもそういうことを見ながら、点検しながらやっていく必要があるなと、率直に思ったところでは。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 今回の7月13日の大雨による被害ということで、町から一覧表をいただきましたので非常に分かりやすく、私は次の日少し町内見たのですけれども、大変な被害やったなど。私の住んでいるところはほぼ被害はありませんでしたけれども、7月の全協でも説明をいただきました。

全町内の区長さんに地元の方の災害復旧の支援ということで、新しく補助事業をしていただいたということではありますが、当初、我々が報告を受けているのは14地区からそういうような連絡があったということですが、実質その時点では8区から申請があったということではありますが、その後の申請は増えたのでしょうかというのが1点と。

あと、全協でもお願いをしてみました、新しい補助ということで、まず補助要項なんかは定めていただいていると思うのですが、それもぜひ示していただいて、14地区連絡があったということでもありますので、そういう支援が今後の励みになれば、非常に自主防災も進むのではないかなと思いますので、その辺、申請されなかったというところも含めて、若干課題がその要項にあるのかないのか

ということも、少し検証していただきたいなと思って、まず答弁をお願いしたい
なと思います。

○議長（中村勘太郎君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） 7月14日、災害があった翌日に全区長に電話連絡を取
ったところであります。その中で、14地区というのがその作業を実施予定と回
答いただいたところであります。

現時点で1地区、前回全協よりも増えまして9地区。その後1件申請がありま
したので、現在は9地区の合計でいいますと128万ほどの申請額となっております。

○議長（中村勘太郎君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田仁君） 補助事業につきましては、また事務局を通してお示し
たいと思います。あと、こういった新しくできた補助事業ですので、これから
自主防災の組織の説明会とか、区長会等でもこの補助事業のことをお知らせして
まいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） それでは、14地区連絡があつて9地区申請があつたとい
うことですが、逆に残り5地区の申請がなかったという理由は、何か把握してい
ますかということが1点と。

要項については、以前、全協でもお願いをしているのですから、この決議する
前に要項示していただきたいと思えます。

よろしく申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） 14地区の9地区で残り5地区ですね。こちらのほうは
確認を取っておりません、把握しておりません。今出てくるかなと待っていたと
ころで、かなりもう時間、日数たちましたので、またこちらのほうからちょっと
申請しなかった地区へ、区長さんへ連絡を取って、この理由等々確認したいと思
います。

○議長（中村勘太郎君） 暫時休憩します。

（午前11時05分 休憩）

（午前11時15分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

○議長（中村勘太郎君） 説明を求めます。防災安全課長。

○防災安全課長（吉田仁君） それでは、ご説明させていただきます。

まず、この補助事業の目的でございますが、第2条にあります、町長は災害対策本部を設置した大規模災害において被災地の早期復旧に資するため、自治会において実施する道路清掃等の土砂等撤去作業に要する費用に対し、予算の範囲内での補助金を交付するものとなります。

第3条で、この中で大規模災害というのは暴風、豪雨、豪雪、地震、その他異常な自然現象による被害が生じることを言います。道路清掃等とは、道路、用排水路、その他町民の生活に必要な箇所を言っております。

補助対象経費につきましては、重機の借上げ費、運搬費、土砂等処分費になります。補助の額については第5条で1地区1日10万円を限度としております。なお、同一災害補助対象期間はおおむね3日間を限度としております。

あと、第6条で補助金の交付申請がありますが、ここでは見積書、位置図となります。ただ、ここに「ただし、緊急を要する場合にあっては、事後に交付申請を提出することができる」ということで、必ずしもこの申請書を先に提出しなければならないということはありません。場合によっては口頭とか、そういったことで事後の申請書も受付になっております。

あと、実績報告第10条では、最後に実績報告として業者からの請求書、地区が払った領収書、そして写真として施工前、施工中、施工後という形でいただくようになっていますし、あと補助金の請求書もいただくようになります。

以上、簡単でございますが、説明させていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） これに関して、何か確認したいことがございましたら。ないですか。——はい。

続いて、質疑をほかに受けます。

11番、上田君。

○11番（上田誠君） 私のほうから一言お願いを申し上げます。

今ほど、いろんな災害でそれぞれの豪雨によって越水した形のご報告がありました。南地区のほうも越水で結構出ております。

ただ、今後の課題としてぜひ、前にも課長にもお願いしたことがあるのですが、それぞれの南地区のところは国道に谷があって、国道があって、永平寺川です。

そうすると、それぞれの谷側には今、砂防ダムであるとかいろんな設備がされています。しかしながら、その出た水が国道の下を暗渠で通るわけです。その暗渠の大きさが非常に小さくて、結果的にその排出量を超えてしまう形で越水していくと。一緒にそのときに土砂も入れていくというような形で、常にその谷側から越水するという形にできています。

ですから、再度なかなか大変でしょうが、国道の下を通る暗渠の大きさ、今ほど、たしか押谷川、押谷谷のところは今、県が砂防ダムを造っていただいて、そこはきれいに国道までは整備されたのですが、国道下がまだ全部整備されていない。それは調査票をつけていただけということで今、聞いておりますが、そのときにぜひとも、今言う県の国道ですので、その下の排水路、そしてそれが永平寺川へ排出できる形、それをぜひ設計も含めてご確認いただいて、今後のいろんな、今後起きないように対策もぜひお願いしたいということで、ご検討いただきたいというふうに思います。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） これまでも県の福井土木のほうには要望しておりました。また、今回も引き続き要望しますし、今回被害の状況、そういうのを、そのときの水の量とかそういったのも写真も添付をして、また要望しっかりしていきたいと思えます。

○議長（中村勘太郎君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） 押谷川につきましては、今年度予算を持ちまして既に発注しておりますので、県が施工した下流川、永平寺川までの間、当然国道の横断あります。当然やり替えも出てくると思いますので、そちらのほう十分しっかりと検討してまいりたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） ほかがございませんか。

森山君。

○7番（森山充君） 7番森山です。最後の附則の上に11条とあるのですが、これ12条の間違いでいいですか。細かいことですけど。

○防災安全課長（吉田仁君） すみません、12条の誤りです。

○議長（中村勘太郎君） ほかにありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

承認第14号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第8 議案第44号 令和4年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について～

～日程第9 議案第45号 令和4年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第8、議案第44号、令和4年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について及び日程第9、議案第45号、令和4年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定についての2件を一括議題といたします。

なお、監査委員より審査意見書が提出されております。意見書の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま一括上程いただきました議案第44号、令和4年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定についてから、議案第45号、令和4年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について、提案理由を申し上げます。

本議案は地方自治法第233条並びに地方公営企業法第32条の規定に基づき、認定並びに剰余金処分の議決をお願いするものでございます。

まず、議案第44号、令和4年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定についてご説明いたします。

決算書103ページをお願いします。

令和4年度永平寺町一般会計につきましては、歳入総額が114億2,431万6,000円、歳出総額が110億9,825万1,000円となり、歳入歳出ともに前年度を上回る規模となりました。

一般会計歳入歳出の差引き額は3億2,606万5,000円で、そのうち実質収支額は3億471万4,000円となりました。

続きまして、特別会計についてご説明いたします。

決算書119ページをお願いいたします。

令和4年度永平寺町国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入総額が1億3,199万7,000円で、歳出総額が1億7,143万円となりました。また、実質収支額は1億6,056万7,000円となりました。

決算書128ページをお願いします。

令和4年度永平寺町後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額が2億7,295万9,000円で、歳出総額が2億7,284万8,000円となりました。また、実質収支額は11万1,000円となりました。

決算書145ページをお願いします。

令和4年度永平寺町介護保険特別会計につきましては、歳入総額が2億2,511万8,000円で、歳出総額が2億8,249万9,000円となりました。また、実質収支額は1億1,686万9,000円となりました。

決算書154ページをお願いします。

令和4年度永平寺町町立訪問診療所特別会計につきましては、歳入総額が1億4,423万1,000円で、歳出総額が1億1,921万5,000円となりました。また、実質収支額は2,291万6,000円となりました。

決算書166ページをお願いします。

令和4年度永平寺町下水道事業特別会計につきましては、歳入総額が7億3,517万円で、歳出総額が7億3,361万4,000円となりました。また、実質収支額は52万4,000円となりました。

次に、決算書176ページをお願いします。

令和4年度永平寺町農業集落排水事業特別会計につきましては、歳入総額が1億7,329万2,000円で、歳出総額が1億6,798万6,000円となりました。また、実質収支額は450万7,000円となりました。

次に、決算書184ページをお願いします。

令和4年度永平寺町土地開発事業特別会計につきましては、歳入総額が1億16万5,000円で、歳出総額が1億16万5,000円となりました。また、実質収支額はゼロ円となりました。

以上のように、一般会計及び各特別会計ともにいずれも黒字決算でございます。

続きまして、令和4年度基金についてご説明いたします。

決算書194ページ、中断の表をお願いします。

財政調整基金をはじめとする一般会計基金の総額は、令和4年度に15億752万4,000円を積立て、11億4,882万9,000円を取り崩しましたので、年度末現在高は50億5,033万8,000円でございます。

次に、特別会計基金でございます。

国民健康保険基金は、元金の積立て及び取崩しともございません。介護給付費準備基金では、預金利子を合わせて4,538万4,000円を積み立てました。下水道事業基金では、公営企業会計化の準備として500万円を積み立てました。農業集落排水事業基金は、元金の積立て及び取崩しともございません。

議案書31ページのとおり、決算審査終了後に監査委員から提出された意見書を遵守し、より効果的、健全な予算執行に努めてまいります。

続きまして、議案第45号、令和4年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定についてご説明いたします。

議案書の133ページをお願いします。

収益的収支の成果を表す損益計算につきましては、純利益が前年度より減の3,526万7,000円となりました。

議案書の134ページから135ページをお願いします。

財産総額を表す貸借対照表につきましては、建設改良などに伴う資本金が増加したことから、資産の額及び負債、資本の合計額はそれぞれ32億9,730万9,000円となりました。

次に、剰余金の処分についてご説明いたします。

上水道事業会計決算書8ページをお願いします。

剰余金の処分につきましては、資本的支出の補填財源として取崩しを行った建設改良積立金6,200万円を資本金に取り入れる処分と、さきにご説明いたしました純利益3,526万7,373円を減債積立金及び建設改良積立金に積み立てる処分の決議をお願いするものでございます。

以上、提案理由といたします。

よろしくご審議いただき、認定並びにご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。

ただいま議題となっております日程第8、議案第44号及び日程第9、議案第45号の2件を会議規則第39条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件を予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

委員会におかれましては、閉会中に審査をしていただき、審査の結果を議長に提出くださいますようお願い申し上げます。

～日程第10 議案第46号 令和5年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第11 議案第47号 令和5年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第12 議案第48号 令和5年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算について～

～日程第13 議案第49号 令和5年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第10、議案第46号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第13、議案第49号、令和5年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました議案第46号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第49号、令和5年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの提案理由を申し上げます。

まず、議案第46号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算につきましては、議案書138ページをご覧ください。

第1条において、歳入歳出それぞれ1億2,878万5,000円を増額し、補正後の予算総額を97億7,277万6,000円としたものです。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、139ページ以降の第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

次に、議案第47号、令和5年度永平寺町介護保険特別会計補正予算につきまして、議案書157ページをご覧ください。

第1条において、歳入歳出それぞれ8,344万8,000円を増額し、補正後の予算総額を21億7,241万5,000円としたものです。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、158ページ以降の第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

次に、議案第48号、令和5年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算につ

きましては、議案書166ページをご覧ください。

第1条において、歳入歳出それぞれ195万6,000円を増額し、補正後の予算総額を311万9,000円としたものです。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、167ページ以降の第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

次に、議案第49号、令和5年度永平寺町上水道事業会計補正予算につきましては、議案書175ページをご覧ください。

第2条において、資本的支出に902万円を追加し、補正後の予算総額を2億5,036万8,000円とお願いするものです。

款項の区分及び区分ごとの金額は、177ページの令和5年度永平寺町上水道事業会計予算実施計画のとおりでございます。

以上、提案理由といたします。

詳細につきましては、第1審議にて担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第14 議案第50号 永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第14、議案第50号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第50号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が令和5年2月21日に公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

この一部改正条例の施行期日は公布の日からで、適用は令和5年10月1日とするものでございます。

以上、提案理由といたします。

詳細につきましては、第1審議にて担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第15 諮問第2号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第15、諮問第2号、永平寺町人権擁護委員候

補者の推薦についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程をいただきました諮問第2号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について提案理由を申し上げます。

永平寺町人権擁護委員1名が令和5年12月31日をもって任期満了となるため、その後任者を法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

推薦する者の氏名は、森塚美智子氏です。森塚氏は、これまで人権擁護委員として3年間務め、人権擁護に理解があり、人格識見が高く、広く社会実情に通じ、委員として適任でありますので推薦するものでございます。

以上、提案理由といたします。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、森塚美智子君を適任とすることで、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は、森塚美智子君を適任とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

（午前11時39分 休憩）

（午前11時40分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

本件は、お手元に配付しました意見のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は、お

手元に配付しました意見のとおり答申することに決定いたしました。

～日程第16 諮問第3号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第16、諮問第3号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました諮問第3号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について提案理由を申し上げます。

永平寺町人権擁護委員1名が令和5年12月31日をもって任期満了となるため、その後任者を法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

推薦する者の氏名は、平林竜一氏です。平林氏は、永平寺町役場に昭和59年4月から38年間勤められておりました。人格識見が高く、広く社会実情に通じ、人権擁護に理解があることから、委員として適任でありますので推薦するものでございます。

以上、提案理由といたします。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、平林竜一君を適任とすることで、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第3号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は、平林竜一君を適任とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

（午前11時43分 休憩）

（午前11時44分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

本件は、お手元に配付しました意見のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第3号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は、お手元に配付しました意見のとおり答申することに決定いたしました。

～日程第17 議員派遣の件～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第17、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定により、お手元にお配りいたしましたとおり派遣することにいたします。なお、派遣期間、派遣場所、派遣議員等の変更については、議長に一任願いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件はお手元に配りましたとおり派遣することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(午前11時45分 休憩)

(午前11時45分 再開)

○議長(中村勘太郎君) 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

これをもちまして、本日の日程は全て議論いたしました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

本日はこれをもって散会します。

なお、明日8月29日から9月3日までを休会といたしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、明日8月29日から9月3日までを休会といたします。

9月4日は、午前10時より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願いいたします。

本日はどうもご苦労さまでございました。

（午前11時46分 散会）